議案第１０６号

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の９第８項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。

議案第１０６号参考資料